令和8年度

工事番号　RD2126A011

増沢地区　県単一般治山工事

特　記　仕　様　書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年10月

秋田地域振興局農林部

特 記 仕 様 書

第1編　共通編
第１章　総則

項　　目（節）	条件		内　　容
1 共通仕様書の適用	本工事の適用にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年10月以降適用）」に基づき実施しなければならない		
2 余裕期間制度の適用	●	ない	・余裕期間制度の適用無し
		ある 発注者指定方式	・工事着手日　令和○○年○○月○○日 ・本工事は余裕期間設定工事であり、工事着手日は上記のとおりとする。 ・契約締結の日から、工事着手日の前日までの期間については、現場工事に着手できない。 ・当初契約締結後において、工事着手日前に工事に着手することができることとなった場合は、受発注者協議の上、余裕期間を短縮し、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 ・工事着手届については、秋田県土木工事共通仕様書によらず工事着手日に提出することとする。 ・工事着手日前にあっては、受注者は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、工事現場に資材搬入や仮設物設置等を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。 ・契約日から工事着手日の前日までの期間にあたっての県提供用地の管理は、発注者の責により行うものとし、この間、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。
		ある 任意着手方式	・着手期限日　令和○○年○○月○○日 ・本工事は余裕期間設定工事であり、受注者は、契約日から上記の着手期限日までの間において、工事着手日を任意で設定できるものとする。 ・受注者は、実工期の設定にあたり、工事着手日を休日にすることはできない。また、設定した工事着手日により、工期末が休日となるような設定もできない。 ・契約締結の日から、受注者が指定した工事着手日の前日までの期間については、現場工事に着手できない。 ・当初契約締結後において、工事着手日の変更の必要が生じた場合は、受発注者協議の上、着手期限日を限度に余裕期間を短縮又は延長し、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 ・工事着手届については、秋田県土木工事共通仕様書によらず工事着手日に提出することとする。 ・工事着手日前にあっては、受注者は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、工事現場に資材搬入や仮設物設置等を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。 ・契約日から工事着手日の前日までの期間にあたっての県提供用地の管理は、発注者の責により行うものとし、この間、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。
3 技術者の専任		ない 通常の契約工事	・専任を要しない主任技術者
		ない 余裕期間設定工事	・現場代理人・主任（監理）技術者選任届は、秋田県土木工事共通仕様書によらず契約時に提出するものとする。ただし、配置が必要な期間は工事着手日からとする。
	●	ある 通常の契約工事	・現場施工着手日が次項「現場施工着手日の指定」にて指定のない場合は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。 ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。
		ある 余裕期間設定工事	・現場代理人・主任（監理）技術者選任届は、秋田県土木工事共通仕様書によらず契約時に提出するものとする。ただし、配置及び専任を開始する時期は、工事着手日からとする。 ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。
4 現場施工着手日の指定	●	ない	・現場施工着手日の指定無し
		ある	・契約締結後、令和　　年　　月　　日までの期間については現場施工に着手できない。 ・主任技術者又は監理技術者の専任をもとめられている工事については、上記期日までは工事現場への専任を要しない。

<table>
<tr><td>5 電子納品
※電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の運用（R7.9.5）</td><td colspan="2">●</td><td>・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>・発注者に「成果品」及び「電子媒体2部」を納品する。
・完成検査合格後、発注者は技術管理課に「成果品登録依頼書」と「成果品登録用電子媒体1部」を提出する。
・なお、納品方法等は電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の運用(R7.9.5)によるものとする。
【工事成果品登録対象】<table><tr><td>登録対象①</td><td>重要構造物を有する工事。
※詳細は別紙「登録対象①詳細事項」による。</td></tr><tr><td>登録対象②</td><td>工事において、構造計算・安定計算を行うもの。（例　委託成果に再度の構造計算等の大幅な設計変更が伴うもので、工事において図面を作成したもの）</td></tr><tr><td>登録対象③</td><td>工事において、詳細設計を行うもの。（例　橋梁上部工詳細設計）</td></tr><tr><td>登録対象④</td><td>その他、将来の維持管理上、発注者が成果登録を必要と判断するもの。（例　トンネル、地下道の設備系資料）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>6 分析調査等の対象工事</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事は、治山（林道）事業積算基準等分析調査の対象工事とする。なお、調査要領等は別途に監督職員が指示する。</td></tr>
<tr><td>7 施工手段等の指定
（契約指定事項）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定事項なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・別添の契約指定事項書（様式－１）のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">8 検査・品質管理関係</td></tr>
<tr><td>(1)中間検査の対象工事
※中間検査運用基準(H21.7)</td><td>●</td><td>ない</td><td>・中間検査なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事は中間検査の対象工事とする。
なお、中間検査の実施段階は次によるものとする。<table><tr><td colspan="2">中間検査実施段階</td><td rowspan="2">実施回数</td></tr><tr><td>工　種</td><td>実施段階</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(2)段階確認
（追加がある場合）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・追加確認なし（土木工事共通仕様書のとおり）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・土木工事共通仕様書　第3編 土木工事共通編3-1-1-4の段階確認に指定された工種に、次の工種を追加するものとする。<table><tr><td>種別</td><td>細別</td><td>確認時期</td><td>確認項目</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(3)重点監督対象工事</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事は段階確認の頻度を増やす重点監督の対象工事とする。
【H20.4.1秋田県請負工事監督事務処理要領建設交通部運用：重点監督】<table><tr><td colspan="2">イ　主たる工種に新工法・新材料を採用した工事(対象工種部分のみ)</td></tr><tr><td>対象工種</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">ロ　施工条件が厳しい工事（工事内容によっては、対象工種部分のみ）</td></tr><tr><td>対象工種</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">ハ　第三者に対する影響のある工事</td></tr><tr><td>対象工種</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">ニ　その他</td></tr><tr><td>対象工種</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(4)規格値
（新たに定める場合）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事に用いる規格値は、土木工事共通仕様書施工管理基準による他、下記によるものとする。
・出来形管理
・品質管理</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">(5)施工管理
（座標値による出来形管理）
【道路・河川等】</td><td>●</td><td>ない</td><td>・座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・当該工事において、測点及び曲線要素点等の位置及びずれ等に関する管理は、座標値によるものとし、その規格値は±25㎜（X軸、Y軸とも±25㎜）とする。
・上記の管理等に必要な基準点等の現況測量成果は、受注後に別途貸与する。
・測点及び曲線要素点
<table><tr><th>測点等名</th><th>測点等名</th><th>測点等名</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(6)施工管理
（座標値による出来形管理）
【橋梁等】</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・当該工事において、下記に示す●●工の構造中心線（点）等の位置及びずれ等に関する管理は、座標値によるものとし、その規格値が、土木工事共通仕様書施工管理基準に定められている場合は、それによるものとする。なお、定めがない場合の規格値は±50㎜（X軸、
・上記の管理等に必要な基準点等の現況測量成果は、受注後に別途貸与する。
・（例）橋梁下部工
<table><tr><th>名称</th><th>摘　　要</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(7)品質証明（社内検査）
制度対象工事
※予定価格２億円以上</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・本工事は品質証明（社内検査）制度対象工事とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">(8)非破壊試験等による
コンクリートの品質管理</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある
（強度）</td><td rowspan="2">・本工事は「微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理」の品質管理手法の対象工事である。
【対象工事】新設のコンクリート構造物のうち、橋長３０ｍ以上の橋梁の、橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ある
（配筋・
かぶり）</td><td rowspan="2">・本工事は「非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理」の品質管理手法の対象工事である。
【対象工事】新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25m2 以上のボックスカルバートを対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">9 週休２日制工事の対象</td><td rowspan="2">●</td><td rowspan="2">完全
週休２日
（土日）</td><td rowspan="2">・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日（土日））である。
・受注者は、要綱に定める週休２日の取組内容について、施工計画書の提出前に監督員と協議すること。
・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td></td><td>完全
週休２日
交替制</td><td>・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日交替制）である。
・受注者は、要綱に定める交替制の取組内容について、施工計画書の提出前に、監督員と協議すること。
・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">10 女性技術者活躍モデル工事の対象</td><td></td><td>発注者
指定型</td><td>・モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。</td></tr>
<tr><td>●</td><td>受注者
希望型</td><td>・本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。
・モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11 情報共有システム（ＡＳＰ）の利用</td><td colspan="3">・受注者は、本工事において情報共有システム（ＡＳＰ）を原則利用すること。ただし、現場事務所等における通信状況の関係で利用が困難な場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。
・利用については、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年10月以降適用）」による。</td></tr>
<tr><td>12 地下埋設物の損傷事故防止</td><td colspan="3">・本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。</td></tr>
<tr><td>13 架空線等上空施設の損傷事故防止</td><td colspan="3">・架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。</td></tr>
<tr><td>14 その他特記事項
（法定外の労災保険の付保）</td><td colspan="3">・本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
・受注者は契約書第５５条第２項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。</td></tr>
</table>

第２章　材料

<table>
<tr><th>項　　目（節）</th><th colspan="2">条件</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>1 工事材料の品質証明指定</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定材料なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・次の材料について品質を証明する書類を提出すること
<table><tr><th>区分</th><th>確認材料名</th><th>摘要</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2 再生資材の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・①本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。
<table><tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>使用箇所</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>②使用する再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ（RC-40）の粒度範囲は、舗装再生便覧の「再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝの望ましい粒度」の規格に適合するものとする。（RC-40を使用する場合に適用）
③受注者は、再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝの粒度について確認できる試験結果又は品質を証明する資料を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</td></tr>
<tr><td>3 購入土の品質</td><td>●</td><td>ない</td><td>・品質指定なし（各工種の施工に適合するもの）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事に使用する購入土は、CBR○○以上とし工事に使用する前に試験結果又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。</td></tr>
<tr><td>4 建設発生土の有効利用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・他工事から搬入なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事で使用する盛土材は、次の工事の建設発生土を利用するものとする。
<table><tr><th>工事名</th><th>路線名・場所</th><th>利用量</th><th>搬入時期</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>5 ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・下記工種のｺﾝｸﾘｰﾄは、ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ標準使用基準の次の規格によるものとする。
<table><tr><th>工　種</th><th>呼び強度
N/mm2</th><th>ｽﾗﾝﾌﾟ
cm</th><th>粗骨材の
最大寸法
mm</th><th>最小ｾﾒﾝﾄ
使用量
kg/m3</th><th>最大
水ｾﾒﾝﾄ比
%</th><th>ｾﾒﾝﾄの種類</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>（高炉ｾﾒﾝﾄB種の使用）
※1.高炉ｾﾒﾝﾄB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。
・当該現場地域で高炉ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄの供給能力がない場合
・著しく気象条件が悪く、ｺﾝｸﾘｰﾄの品質低下の恐れがある場合
・災害復旧等、緊急を要する工事
・その他、監督職員が高炉ｾﾒﾝﾄの使用が困難と認めた場合

（フライアッシュ混合コンクリートの使用）
※1.コンクリート打設が寒冷期(11/1～3/31)になる場合は、原則として使用しない。
※2.フライアッシュ混合コンクリートで発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。
・著しく気象条件が悪く、ｺﾝｸﾘｰﾄの品質低下の恐れがある場合
・災害復旧等、緊急を要する工事
・その他、監督職員がフライアッシュ混合コンクリートの使用が困難と認めた場合</td></tr>
<tr><td>6 重要なｺﾝｸﾘｰﾄ構造物品質管理
※ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物特記仕様書
（H23.4.1）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・該当なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・次の構造物について、ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物特記仕様書(H23.4.1以降適用)に基づき品質管理を実施しなければならない。
【対象構造物】</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">7 ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品の指定材料</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・工事に使用する指定材料の品質規格は次表のとおりとする。
<table><tr><th>工種</th><th colspan="2">型式</th><th>摘要</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>・受注者は選定ﾌﾞﾛｯｸの承諾を受けるとき、施工展開図、構造図(法留基礎及び天端工断面含む)を承認図として提出するものとする。また、法線ｶｰﾌﾞ等により変更が生じた場合は変更承認図を提出するものとする。
・ブロックの明度は６以下とし、使用にあたっては、明度証明書の写しを添付の上、監督職員の承諾を得るものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8 瀝青材料の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・①本工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。
<table><tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>工種</th><th>摘要</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">9 再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の使用
（溶融ｽﾗｸﾞ入り）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし(使用を妨げるものではない)</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・当工事において使用する再生アスファルト混合物（歩道部は除く）については、溶融スラグ入りを使用すること。なお、やむを得ず溶融スラグ入りアスファルト混合物を使用できない場合には、その理由について監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10 溶融ｽﾗｸﾞ入りﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品または、ﾌﾗｲｱｯｼｭ入りﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし(使用を妨げるものではない)</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・当工事において使用する下記コンクリート製品については、秋田県認定リサイクル製品（溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品または、フライアッシュ入りプレキャストコンクリート製品）を使用すること。なお、やむを得ず認定製品を使用できない場合には、その理由について監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。
【適用製品】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11 県産材（間伐材）を利用した工事名標示板</td><td></td><td>ない</td><td>・使用なし（災害復旧工事）</td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・本工事には、県産材（間伐材等）を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に２基設置すること。</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
吹付枠工	吹付枠工に使用する型枠のメーカー及び形式については指定しない。 ただし、次の条件を満たしたもので無ければならない。 １．枠の形状等 (1)梁断面 高さ200㎜、幅350㎜ (2)梁スパン 縦1500㎜×横1500㎜ (3)枠内吹付 種類：植生基材、厚さ3㎝ (4)菱形金網 線経2.0㎜、網目50㎜、アンカーピンはφ9（D10） × L＝200㎜・1.5本／m2 および φ16（D16） × L=400㎜・0.3本／m2とする。 ２．斜面の安定性 次の諸条件により斜面の安定性が得られること。 (1)法肩からのくさび型崩壊として安定計算を行う ①崩壊想定 想定崩壊長10.0m、想定崩壊深0.5m ②斜面安定率　現状安定率1.0、計画安定率1.2 ③斜面計画勾配　54.70° ④設計諸条件 ・モルタルの単位重量　23KN/m3 ・地山の単位重量　20KN/m3 ・枠内緑化の単位重量　14KN/m3 ・モルタルの設計基準強度　18N/mm2 ・モルタルの許容圧縮応力度　7N/mm2 ・モルタルのせん断応力度　0.4N/mm2 ・鉄筋の許容圧縮応力度　176N/mm2 ・鉄筋のせん断応力度　80N/mm2 ・簡易法枠抵抗曲げモーメント　3.53KN･m (2)法中間からの円弧型崩壊として安定計算を行う ①崩壊想定 想定崩壊長5.0m、想定崩壊深0.5m ②斜面安定率　現状安定率1.0、計画安定率1.2 ③斜面計画勾配　49.20° ④設計諸条件 ・モルタルの単位重量　23KN/m3 ・地山の単位重量　20KN/m3 ・枠内緑化の単位重量　14KN/m3 ・モルタルの設計基準強度　18N/mm2 ・モルタルの許容圧縮応力度　7N/mm2 ・モルタルのせん断応力度　0.4N/mm2 ・鉄筋の許容圧縮応力度　176N/mm2 ・鉄筋のせん断応力度　80N/mm2 ・簡易法枠抵抗曲げモーメント　3.08KN･m 以上の条件を満たす型枠を選定し、監督職員の承諾を得たうえで使用する型枠を決定しなければならない。 なお、承諾を得る際には次の資料を提出するものとする。 ①施工図面　一式 ②吹付枠工の安定計算書 ③各工種の数量調書及び数量計算書 施工にあたっては、法面整形後に、施工対象法面の３辺長検測を行い法面展開図を作成のうえ、ヘロンの公式により求積したデータと共に監督職員へ提出し協議すること。 これにより難い場合は、監督職員と協議のうえ決定すること。
植生基盤材吹付工（枠内吹付工）	植生基材吹付工（枠内吹付工）の厚さは3㎝とする。 施工後、発芽不良又は発芽後枯死した場合等は請負者の責任において手直しを行うものとする。 植生基材吹付工の播種種類は、市場単価の対応となる種子から草本類５種を選定し、監督職員と協議しなければならない。 なお、播種量については、発生期待本数を6,000本／㎡となるよう配合し、監督職員の承諾を得ること。 施工にあたっては、法面整形後に、施工対象法面の３辺長検測を行い法面展開図を作成のうえ、ヘロンの公式により求積したデータと共に監督職員へ提出し協議すること。 これにより難い場合は、監督職員と協議のうえ決定すること。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第１編　共通編
第１章　総則

項　　目（節）	内　　容		
1 積算基準	（1）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （2）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。 ①森林整備保全工事標準積算基準書（秋田県農林水産部）（令和8年10月1日以降適用） ②森林整備保全事業標準歩掛（林野庁） （治山林道必携　積算・施工編　【上巻】（発行：（一社）日本治山治水協会・日本林道協会）（令和8年版）） ③森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準（林野庁） （治山林道必携　積算・施工編　【上巻】（発行：（一社）日本治山治水協会・日本林道協会）（令和8年版）） ④森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式標準単価表　（林野庁）（令和8年度） ⑤土地改良工事積算基準（機械経費）（農林水産省）（令和8年度） ⑥土地改良工事積算マニュアル（土木工事） （発行：(一社)農業農村整備情報総合センター）（令和8年度版） ⑦ 森林整備保全事業標準歩掛（林野庁）（令和8年4月1日以降適用） ⑧ 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準（林野庁）（令和8年4月1日以降適用）		
2 分析調査	●	ない	・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。
		ある	・○○工を治山(林道)事業積算基準等分析調査の対象としており、その費用として共通仮設費の技術管理費に○○○○○円を見込んでいます。

第２編　現場説明事項
第1章　条件明示

1 工程関係			
(1) 関連工事による施工時期の調整	●	ない	・調整なし
		ある	・次の工事の施工に伴い本工事の工程が影響を受けますので、施工時期等の調整を実施してください。なお、調整の結果、作業工程等に変更が生じた場合は、別途協議します。 工事番号 工事名 / 工事内容 / 影響を受ける時期 ※上記の時期について施工できないものとして見積もってください。
(2) 施工時期、時間及び 施工方法の制限	●	ない	・制限なし
		ある	・本工事の作業時期及び時間帯等は、下表に示すとおりです。 なお、受注者は関係機関等との調整の結果、施工時期、作業時間帯等に変更が生じた場合は別途協議します。 工種又は種別・細別 / 時間帯（作業開始 / 作業終了） / 期　間 / 施工方法
(3) 関係機関、自治体等との協議	●	ない	・協議なし
		ある	・関係機関等との協議状況は次のとおりです。 関係機関 / 協議内容 / 協議成立見込時期(予定)
(4) 関係機関、自治体等との協議結果による条件	●	ない	・条件なし
		ある	・関係機関等との協議結果及び条件は次のとおりです。 影響事項 / 協議結果 / 施工条件等

2 用地関係

(1) 工事用地等の制限	●	ない	・制限なし
		ある	・工事用地等の未処理による制限は次のとおりです。 未処理箇所： 処理見込時期： ※上記の未処理部分について、見込みどおりに処理できない場合は、別途協議します。
(2) 官有地(民有地)の使用	●	ない	・使用なし
		ある	・本工事に使用する（仮設ﾔｰﾄﾞ、工事用仮設道路、資機材置場等）用地は発注者から提供するものとして見積もってください。 使用用途： 場所・範囲： 時期・期間： 使用条件： 復旧方法等：

3 公害関係

(1) 公害防止のための制限 （低騒音型建設機械等）	●	ない	・制限なし
		ある	・本工事において公害防止のため、下記について制限します。なお、これにより難い場合は別途協議します。 工種： 作業時間：
(2) 事業損失防止に係る調査	●	ない	・事前・事後調査なし
		ある	・本工事の施工にあたり、下記について事前・事後調査を実施(予定)しています。 調査事項： 事前・事後： 調査時期： 調査方法： 調査範囲： ※施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により調査及び対策の必要が生じた場合は別途協議します。
(3) 第三者に及ぼした損害 【共通事項】	1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。 2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。（契約事項第28条） 3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。 4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。		

4 安全対策関係

(1) 交通安全に関する事項 【交通誘導警備員の計上】	●	ない	・計上なし
		ある	・本工事における工事期間中の交通管理として計上する交通誘導警備員は、下記によるものとします。なお、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。 （「施工箇所が点在する工事」以外の場合） 名称／計上人数／※()は交代要員で内数 交通誘導警備員(A) 交通誘導警備員(B) （「施工箇所が点在する工事」の場合） 名称／計上人数／※()は交代要員で内数 交通誘導警備員(A) 交通誘導警備員(B)

<table>
<tr><td rowspan="2">(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事において土石等の崩落防護施設、飛散防護施設が必要なため、下記の防護施設を設置するものとします。
<table><tr><td>施設内容</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3) 発破作業に関する事項</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・火薬類盗難防止に万全を期すため、保安管理員を配置するものとします。
これ以外に火薬類盗難防止措置を講ずる場合は、監督職員の承諾を得るものとします。</td></tr>
<tr><td colspan="4">5 工事用道路関係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(1) 一般道路の搬入路指定及び制限</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事における搬入路の指定及び制限は次のとおりです。
<table><tr><td>搬入経路指定</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">使用制限等</td><td>期間</td><td></td></tr><tr><td>時間帯</td><td></td></tr><tr><td>使用中又は使用後の措置</td><td colspan="2"></td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 仮設道路の設置</td><td>●</td><td>ない</td><td>・設置なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事における仮設道路の仕様は次のとおりです。
<table><tr><td>仮設道路の延長・幅員等</td><td></td></tr><tr><td>設置条件</td><td></td></tr><tr><td>安全施設内容</td><td></td></tr><tr><td>工事終了後の措置</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="4">6 仮設備関係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(1) 仮設備の指定</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定なし（任意仮設）
<table><tr><td>仮設物</td><td></td></tr><tr><td>条件等</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事における仮設備の構造・施工方法の指定は
別添の契約指定事項書（様式－１）のとおりです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 仮設備の引渡・引継</td><td>●</td><td>ない</td><td>・引継・引渡なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事における仮設備の引渡・引継は次のとおりです。
<table><tr><td>仮設物</td><td></td></tr><tr><td>取扱</td><td></td></tr><tr><td>条件等</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="4">7 工事支障物件関係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(1) 占用支障物件の有無</td><td>●</td><td>ない</td><td>・占用支障物件なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事の施工にあたり、支障となる占用物件は次のとおりであり、施工に伴い支障となる物件が発生した場合は、別途協議します。
<table><tr><td>支障物件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>管理者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>数量</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>位置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>移設時期</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 占用物件との重複施工</td><td>●</td><td>ない</td><td>・重複施工なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事の施工にあたり、占用物件との重複施工となるため管理者等と調整してください。
なお、重複施工に伴い本工事の工程に影響が生じる場合は別途協議します。
<table><tr><td>支障物件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>管理者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>工事内容</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>期間</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

(1) 建設ﾘｻｲｸﾙ法の対象工事

【対象工事】
次の①かつ②に該当する工事
①特定建設資材を
使用・搬出する工事
※排出量がｾﾞﾛでも使用量が
ある場合は対象

※特定建設資材
・ｺﾝｸﾘｰﾄ
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ版など
・木材
・ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ

②請負額が500万円以上(税込み)の工事

	ない	・適用なし
●	ある	・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。

①分別解体等の方法
条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。

工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	⑥その他 (　　)	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業

※1　作業内容は、工事としての有無を記入する。
※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。
※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地
下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地	運搬距離
木くず	(有) ｴﾑ･ｱｰﾙ･ｴｽ･ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	秋田市太平黒沢字大屋木40	12.1km

(2) 建設副産物の排出
(特定建設資材以外又は
請負額500万円未満の工事)

	ない	・現場外搬出なし
●	ある	・工事の施工により発生する建設副産物は、次表の場所に搬入するものとします。 工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。

①	搬入資材	残土
②	搬入場所、運搬距離	秋田市下北手桜字袖ノ沢　　L=10.0km
③	搬入可能時間	随時
④	仮置き等	なし

9 薬液注入関係

(1) 薬液注入の施工

●	ない	・施工なし
	ある	・秋田県土木工事共通仕様書（参考資料）「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」等に基づき実施してください。

10 その他

(1) 工事現場発生品の処理
(工事現場再利用品)

●	ない	・発生品又は再利用品なし
	ある	・従来施設の撤去により生じた発生品の扱いは下表のとおりとします。

品名	数量	現場内使用の有無	収納場所等

<table>
<tr><td rowspan="2">(2)その他条件
（快適トイレ導入対象工事）</td><td></td><td>ない</td><td>・対象外</td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・その他の条件は、次のとおりとします。
・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。
(1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。
<table><tr><td>設置基数</td><td>1　基</td></tr><tr><td>設置月数</td><td>7　月</td></tr><tr><td>工事期間中の延べ設置基数</td><td>7　基・月</td></tr><tr><td>１基の１月当たり単価</td><td>57,000　円／基・月</td></tr></table>(2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基/工事までとする。
ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各１台ずつ計２台までとする。
また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、２基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし別途計上は行わない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3) その他条件
（週休２日制工事）</td><td>●</td><td>完全週休２日（土日）</td><td>・その他の条件は次のとおりです。
・本工事は、週休２日を推進するため、完全週休２日（土日）を実施する工事として、予定価格の各経費に補正を行っています。
なお、補正係数については「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」によるものとします。
・工期内において完全週休２日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。</td></tr>
<tr><td></td><td>完全週休２日交替制</td><td>・その他の条件は次のとおりです。
・本工事は、週休２日を推進するため、完全週休２日交代制を実施する工事として、予定価格の各経費に補正を行っています。
なお、補正係数については「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」によるものとします。
・工期内において完全週休２日交替制が未達成の場合は、休日確保の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他条件
（女性技術者活躍モデル工事）</td><td></td><td>発注者指定型</td><td>・その他の条件は次のとおりです。
・快適トイレの設置に要する費用は、営繕費に57,000円／基・月を計上していますが、「快適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とします。
・女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とします。</td></tr>
<tr><td>●</td><td>受注者希望型</td><td>・女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。
・快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき計上します。
・女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とします。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) その他条件
（現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・補正なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正を行うときの条件は次のとおりです。
本工事箇所については、積雪寒冷地域（４級地）とし、一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。
秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。）
能代市（二ツ井町の区域に限る。）
横手市
大館市
湯沢市
鹿角市
由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。）
潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。）
大仙市
北秋田市
仙北市
鹿角郡
北秋田郡
山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町
南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町
仙北郡
雄勝郡
※ 括弧内の区域の名称は、平成16年4月1日における名称</td></tr>
</table>

(6) その他条件		ない	・条件なし
	●	ある	・その他の条件は次のとおりです。 ・施工パッケージ単価を使用した工種は、設計書の工事明細書で次のように標記しています。 「SP　施工パッケージ名称　森林」 ・本工事は、公共工事の事務手続き上、契約工期を令和9年3月31日としているが、繰越手続き完了後は、予定工期を令和9年7月23日に変更する。
11 諸経費関係（積算上の条件明示）			
(1) 施工地域区分			・本工事における共通仮設費及び現場管理費の地域補正については、施工地域区分による補正を行っておりません。
(2) 週休２日補正			・本工事の積算書における週休２日補正の名称区分は、システム改修中につき旧名称（令和7年10月以降適用の運用名称）で表記されているため、次のとおり読み替えてください。 なお、名称のみ旧表記となっており、各種経費に係る補正係数については改正後（令和8年10月以降適用）の係数が適用されています。 ＜週休２日補正 名称の読み替え＞ 「４週８休以上（通期）」 →「完全週休２日（土日）」 「４週８休以上（月単位）」 →「月単位の週休２日」
12 施工方法			
(1) 一般施工 （見積もり条件）	工種		
	仮設工		・敷鉄板について、供用日数は200日として見積もってください。